

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | |
|---|--|---------------|------|----|-----|----|---------------|-----|----|---------------|
| <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（平成二十二年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）</p> <p style="text-align: center;">第六条の二</p> <p>二 二兆二千三百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合に</p> | <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（平成二十二年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）</p> <p style="text-align: center;">第六条の二</p> <p>平成二十二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とする。</p> <p>一 次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地方公共団体の種類</th> <th style="text-align: center;">算定単位</th> <th style="text-align: center;">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">道府県</td> <td style="text-align: center;">人口</td> <td style="text-align: center;">一人につき 二一、九九二円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">人口</td> <td style="text-align: center;">一人につき 一一、八四四円</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 二兆二千三百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（</p> <p style="text-align: center;">この条の規定の適用がないものとした場合に</p> | 地方公共団体の種類 | 算定単位 | 単価 | 道府県 | 人口 | 一人につき 二一、九九二円 | 市町村 | 人口 | 一人につき 一一、八四四円 |
| 地方公共団体の種類 | 算定単位 | 単価 | | | | | | | | |
| 道府県 | 人口 | 一人につき 二一、九九二円 | | | | | | | | |
| 市町村 | 人口 | 一人につき 一一、八四四円 | | | | | | | | |

おける基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十條第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算

おける基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 九千七百二十億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

| 算定単位 | 算定単位の数値の算定の基礎 | 表示単位 |
|------|----------------------------------|------|
| 人口 | 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口 | 人 |

3 控除前財源不足額については、当該地方団体の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。）に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算

定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）の一部改正（第二条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

附則

（雇用対策・地域資源活用臨時特例費の基準財政需要額への算入）

第三条 平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

| 市町村 | 道府県 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|-----------------|------------------|-------|-------|------|
| 雇用対策・地域資源活用臨時特例 | 雇用対策・地域資源活用臨時特例費 | 人口 | 一人につき | 八三五円 |

附則

（雇用対策・地域資源活用臨時特例費の基準財政需要額への算入）

第三条 平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

| 市町村 | 道府県 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|-----------------|------------------|-------|-------|------|
| 雇用対策・地域資源活用臨時特例 | 雇用対策・地域資源活用臨時特例費 | 人口 | 一人につき | 六八〇円 |

費

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

| | | |
|------|--------------------------------|------|
| 測定単位 | 測定単位の数値の算定の基礎 | 表示単位 |
| 人口 | 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 | 人 |

費

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

| | | |
|------|--------------------------------|------|
| 測定単位 | 測定単位の数値の算定の基礎 | 表示単位 |
| 人口 | 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 | 人 |